

学期末試験 受験上の注意

開講学部（成蹊教養カリキュラム含む）により、受験方法が異なる場合がありますのでよく注意してください。

① 座席について

- ・ 正面に向かって左端から一人おきに着席すること。
- ・ 履修者数が 101 人以上の科目では、座席番号を出席票・答案用紙の右肩に記入すること。ただし、経済学部開講科目・文学部開講科目に限っては以下のように行う。

※ 経済学部・文学部開講科目

履修者数が 101 人以上の科目では、座席指定を行うので、教員の指示に従い、指定された座席に着席すること。指定外の座席に着席してはならない。

② 学生証について

学生証は必ず携帯し、机上的見やすい位置に写真の部分を表にして置くこと。学生証を携帯しない者は、受験を認めない。学生証を紛失した学生は、試験期間前に必ず再発行しておくこと。

③ 仮受験許可証について

学生証を忘れた者は、教務部に届け出て、仮受験許可証の発行を受けた場合に限り受験が認められる。仮受験許可証で受験する場合には、最前列で試験を受けること。なお、仮受験許可証の有効期限は当日限りであり、発行日当日中に必ず教務部に返却すること。

④ 受験開始時の注意事項

机の上に置くことができるもの

- ・ 学生証
- ・ 筆記用具（鉛筆・シャープペンシル、消しゴム、定規等）
- ・ 持込みを許可された参照図書類

※「指定六法」とは、下記のとおりであり、かつ、書き込みがないものに限る。ただし傍線（マーカーによるものも含む）は可。判例が掲載されている六法は一切認めない。（指定以外の六法、または書き込みのある六法を使用した場合は、不正行為とみなされる。）

有斐閣版 「六法全書」・「ポケット六法」

岩波書店版 「基本六法」

机上・机の棚に置いてはならないもの

- ・ 持込みが許可されていない図書類
- ・ 携帯電話・PHS等の通信機器（電源を切りカバンにしまうこと）
- ・ 携行品（カバンなど収納具、筆箱・ケース類を含む）
- ・ 上着・帽子類

※ 口を閉めることのできない収納具・中味が見える透明ケース等は隣の座席にも置かず、カバンにしまうこと。

⑤ 入退室について

受験者は、試験時間割定刻 10 分前までに指定された試験場に入室すること。途中入室については試験時間割定刻より 20 分までとし、以後は認めない。途中退室については開講学部（成蹊教養カリキュラム含む）によって異なるので、以下の表でよく確認すること。

開 講 学 部	途 中 退 室
成蹊教養カリキュラム・経済学部・文学部	認めない
理 工 学 部	試験開始後 60 分以降
法 学 部	試験開始後 30 分以降

※ 試験時間中の入退室は静粛に行うこと。

※ 試験終了後の答案用紙の提出は、監督者の特別な指示のない限り着席したままで行う。答案回収が終わり、監督者の指示があるまでは退室することができない。

⑥ 受験中・終了時について

- ・ 答案用紙・出席票は、学籍番号・氏名を必ず記入し提出すること。学籍番号・氏名が記入されていない答案用紙・出席票は無効とみなされる。
- ・ 退室の際、答案用紙（白紙答案であっても）・出席票を試験場から持ち出してはならない。
- ・ 受験中の不正行為が確認された場合は、学則にもとづき厳重に処罰される。また、監督者の注意にもかかわらず公正さを疑わせる行為や秩序を乱す行為等は、不正行為と同等の処罰を受けることがある。
- ・ 以上のほか、受験に関する行為は全て監督者の指示に従うこと。
監督者の指示に従わない者は不正行為者と推定され、直ちに受験を中止させることがある。

不正行為

受験中、学期末試験の実施に関する規則に定める不正行為を行った場合には、所定の手続きを経て、学則により懲戒処分（通常は無期停学）されます。無期停学となった期間は卒業に必要な修業年限（4年）には算入されず、原級に留めおかれ（経済学部は除く）、**4年間での卒業ができなくなります**。また、当該学期の学期末試験科目の成績評価はすべて「F」（不合格）となり、単位を修得することはできません。

不正行為とは、次に掲げる行為をいいます。

- ① 参照を許可されていない書籍、ノートその他の物件を試験中に参照すること。
- ② 机、身体、所持品、用紙、書籍等に、解答に役立つ可能性のある文字・記号を記載し、試験中にそれを参照することができるような状態の下で受験すること。
- ③ 他人に代わって受験すること又は他人を代わりに受験させること。
- ④ 試験中に、他人の答案を見ること、他人に答案を見せること又は他人が自己の答案を見ている状態をとさらに放置すること。
- ⑤ 試験中に、音声、動作、メモその他の伝達手段により、解答に役立つ情報を伝えること又はそのような行為を共謀し、助勢し、要求し、若しくは加担すること。
- ⑥ 科目担当者又は試験監督者が一度不正行為に関する警告カードにより警告したにもかかわらず、その指示に従わないこと。
- ⑦ その他健全な大学人としての常識に照らし、明らかに公正な試験の実施を阻害すると認められる行為をすること。